

第3回利水・水需要管理部会検討会(2006.6.13開催)結果報告		2006.6.21庶務発信
開催日時	2006年6月13日(火)13:30~16:40	
場所	京都会館 第1会議場	
参加者数	委員7名 河川管理者24名	
1. 決定事項		
・平成17年度事業進捗状況報告への意見書作成担当者は6月18日を〆切に庶務まで意見を提出する。		
2. 検討の概要		
① 河川管理者からの説明と質疑応答		
河川管理者より、説明資料1「利水における統合管理」を用いて説明がなされた後、質疑応答がなされた。主な内容は以下の通り(例示)。		
・利水者は、河川管理者が厳しい統合管理をしていることを知っているのか。 ←利水者も統合管理の内容を知っているが、それでも渇水時には渇水調整会議での調整が必要になってくる(河川管理者)。		
・ダム群統合補給の考え方方は「できるだけ琵琶湖の水を使わないようにする」という考え方に基づいているのか。また、桂川には基準地点が4つあるが、結果としては、最下流の基準地点で決まるのではないか。 ←琵琶湖もダムも平等に扱っており、「ゼロになるのは全て同じタイミング」という考え方だ。桂川で4つの基準地点を設けているのは、途中で取水するケースや支川からの流入があるためだ(河川管理者)。 ←途中でどれだけ取水しているのか、チェックしておく必要もある。		
・基準地点で定められている水量の根拠は何か。水利権との関係はどうなっているのか。 ←水量はダムの操作規則として定められており、水利権や慣行水利権も考慮されている(河川管理者)。		
・「基準渇水流量+実取水量」を上回る水量が、基準地点の確保水量になっているのではないか。基準点における確保水量の中身はどうなっているのか。各基準地点の基準渇水流量は何m ³ /sなのか。		
・近畿にはかなり水があるのにこれだけ厳しい統合管理をしている。東京でも同じ管理なのか。 ←利根川でも同じように厳しい統合管理を行っている。下流域で必要な量を算定し、それだけを補給している(河川管理者)。		
・流水の正常な機能の維持のための流量の根拠は何か。生物や環境のための水量は含まれているのか。 ←維持流量の根拠はある。ただ、魚のために必要な水量がきっちりと決まるものでもないので、大まかに決めている部分もある。もちろん、もともと流れている流量も参考にしている(河川管理者)。		
・少雨化傾向になれば、河川の水位も下がるのが自然だ。少雨化傾向によって、流水の正常な機能の維持のための流量は見直されたのか。 ←河川の維持流量は「望ましい、確保したい量」なので、少雨化傾向によって流量が減ったからといって、維持流量も少なくてよいという考え方はとっていない(河川管理者)。		
・説明資料1 P11 琵琶湖年間水位を見る限り、深刻な少雨化傾向には思えない。 ←P11のグラフは少雨化傾向を説明するための資料ではない。年間の降雨量が同じだとしても、渇水期に雨が降らなければ、非常に厳しくなる。少雨化傾向についてはかなり複雑な計算をしている(河川管理者)。 ←30年前、40年前と比較した計算をしているなら分かるが、現状の説明だけでは納得しづらい。		
・河川の維持流量を改訂する場合には、どのようなプロセスを踏むのか。 ←河川維持流量はダムの操作規則に書かれているので河川管理者が定められたルールに従って決める。ただ、ダムに参加している利水者からすれば、下流の河川維持流量のために余計に流せばダムの水量は減ってしまうので、河川管理者だけでは決められない(河川管理者)。		
・農業用水についてどこまで把握しているのか。 ←淀川大堰の水位変化しか見ていないため、農業用水の慣行水利権と実取水量のギャップまでは把握できていないのが実情だ(河川管理者)。		
・河川管理者はどういう状況で「渇水」だと判断しているのか。はっきりとした管理基準を示して欲しい。 ←渇水の明確な定義はない。過去の例から判断して、琵琶湖水位が概ね-90cmになった時点から渇水調整会議を開催している(河川管理者)。		
・淀川本川では「淀川大堰で余剰が生じないよう最低量での管理」をしているということは、淀川には水位変動はない方がよいという考え方なのか。		

←あくまでも補給要求計算をするための前提だ。淀川大堰での水位操作試行を否定するものではない。必要な量を補給した上で水位操作の試行をしている（河川管理者）。

- ・過去に遡って、琵琶湖水位とダム操作との関連を表した資料（P11 平成 17 年度琵琶湖水位実績図）が欲しい。
- ・利水者の費用負担が水需要管理の方向に向かっているかどうかを検討しないといけない。

② 平成 17 年度事業進捗点検内容についての説明と意見交換

河川管理者より、説明資料 2 「平成 17 年度事業進捗状況報告」を用いて説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

○利水-1-1 利水者の水需要の精査確認

- ・基礎案以降に精査確認済となった案件が「水道用水<5件>」となっている。水需要予測に問題がなければ水利権を更新しているという説明だったが、水需要が大きく後退するという予測をうけて縮小したという事例があるのか（河川管理者）。

←縮小した事例はない（河川管理者）。

←精査確認済 5 件の精査の具体的な中身を示してもらえばよいのではないか。

- ・精査確認作業の中で、利水者や農水水利権者の意識に変化が見られたのか。

←これまでの利水者の考え方は「水需要は右肩上がり」だったが、利水者にも「今後は違う説明が必要だ」という意識が出てきていると思う。農業用水については「必要な量をとっているだけ」という認識のようだ。農業用水には都市の環境維持用水という面もあるので、精査が難しいのが現実だ（河川管理者）。

- ・利水者側による精査確認だけでは、水利権者の積極的な姿勢がなければ、非常に時間がかかる。水利権と使用量の乖離等、現時点での水の使われ方に対する利水者の考え方はどうなっているのか。

←水利権の更新時期がきていたためにこれを優先した。許可期間が 10 年間なので、利水者には精査確認になかなか取り組んでもらえていないと感じているが、今後も引き続き取り組んでいきたい（河川管理者）。

←河川管理者はラジオ CM 等のいろいろな取り組みをしているが、利水者の協力の有無によって、効果はまったく違ってくる。検討を続けるだけではなく、具体的に手を付けてもらわないといけない。

- ・これまでの利水の仕組みを短期間で方向転換できないだろう。河川管理者は熱心に取り組んでいるとは思うが、それが全体の動きになっていかないところに悩みがあると思う。河川管理者のこれまでの活動は主に啓蒙活動だった。今後は、先駆的な取り組みを関係機関が取り入れるよう、活動していくことが大切だ。例えば、雨水タンク、節水機器、節水型トイレの普及のための助成を検討すればよい。コンポストを無料で配布している自治体もある。グリーン購入法といった事例もある。利水でも、これらのような積極的で具体的な取り組みを進めてほしい。

○利水-1-2 水利権の見直しと用途間転用

- ・過去十年間の取水実績と水利権の関係を見せて欲しいと言い続けてきたが、いまだに説明がない。ざっと見ただけで 250 万 m³/s の未利用水がある。水源の維持コストが高いにえにダムの償還も始まって、水道コストが上がり、今後、公共水道離れがより加速していくだろう。川上ダムの利水需要も本当に発生するのか。大阪府がダムを造れば自動的に水利権が付与されるのか。河川管理者が水系一貫管理をしていくなら、こういったこともきちんと説明しないといけない。

○利水-1-4 渇水対策会議の改正を調整

- ・H16 年度には数回の意見交換会が開催されているが、H16 年度以後の活動内容はどうなっているのか。

←H16 年度以降は準備段階だった。今後、意見交換会を開きたい（河川管理者）。

③ 今後の検討の進め方

今後の利水・水需要管理部会での検討の進め方について意見交換がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・平成 17 年度事業進捗状況報告への意見書作成分担は、審議資料 1 の通りにお願いしたい。事業中のダムについては 1 つにまとめて意見を述べたい。6 月 18 日を〆切に庶務まで意見を提出して頂きたい。意見書「水需要管理に向けて（仮題）」については、部会長が 7 ~ 8 月を目処にドラフトを作成作業を進める。
- ・第 7 回利水・水需要管理部会（6/25）では、部会検討会で河川管理者から説明して頂いた内容を、再度、案件を絞った上で説明して欲しい。説明して頂く項目については、部会長が決定する。

以上

※結果報告は、委員の皆様に主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させていただくものです。